

# 第21回人間らしく働くための九州セミナー in北九州

(旧称:人間らしく働くために 労災職業病九州セミナー)

現地実行委員会ニュース No.11 2010.11.8 発行

(連絡先) 健和会労組 581-1864 Eメール 21kitakyusemi@gmail.com

10月8日18時30分から、ウエル戸畑多目的ホールで、「なくせじん肺・アスベスト北九州集会」が、九州セミナーの学習企画とタイアップして開催されました。集会は、150名を越える参加者でした。

////////////////////

【司会】本日の集会は、なくせじん肺の全国キャラバンの福岡県実行委員会とアスベスト九州弁護団、じん肺弁護団、アスベスト救済福岡の会、福岡建設労働組合、北九州労働者の健康問題連絡会



議、九州社会医学研究所、そして今年開催します「人間らしく働くための北九州現地実行委員会の8団体の共催という事で、開催をさせていただきます。

最初に主催者を代表いたしまして、九州セミナーの北九州現地実行委員会の実行委員長の大脇先生の方から、ご挨拶をお受けしたいと思います。

開会挨拶(大脇実行委員長)

人間らしく働く九州セミナーの開催日はですね、11月20日と21日ということで、間近に迫っております。私たち実行委員会もですね、このアスベストの問題は、その中でも特に重要な問題と位置づけて、これまでも勉強してきました。

私が所属しているのは健和会ですけど、健和会が所属する全日本民医連ではですね、この間全日本民医連アスベスト多施設調査というのをやりました。その中で、原発性肺がんが893例ありましたけれど、その893例のうち、113ですね、実に12.8%に胸膜プラークが見つかるという報告がなされています。

本日は八木先生を始めですね、関係される方々からお話を伺って、そしてアスベスト問題についての

認識を深めると同時にですね、アスベスト訴訟の問題もみなさんご存知のとおりですが、この勝利とですね秋の臨時国会で審議されるであろう被災者の真の救済につながるような、そういう法律が通っていくように、運動を高めて行かなければいけないと、思います。

【司会】国を相手にしたアスベスト訴訟。最初のアスベスト訴訟の判決が、今年春に下されました。国相手に見事に勝利いたしました、泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の弁護団の八木

先生の中からお話をさせていただきます。

## 学習企画 「泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の判決の意義と行程」

【八木】5月19日の国賠訴訟の判決で勝訴しました。その判決、勝訴するにあたって、全国で公害やじん肺や薬害などの裁判に原告や支援者としてたずさわってこられた方の絶大な支援のたまものだと考えております。改めてお礼を申し上げます。

国に控訴されてね、引き続き裁判を続けたいと行けませんし、最高裁までやっている原告の方が、さらに亡くなっていったりすることなので、高裁で解決しないといけません。その為には、引き続き皆様のご支援、早く解決せよと国が争い続けるのは不当である。けしからんという声を頂かないといけませんので、引き続きご支援のほどよろしくをお願いします。

私とアスベストの関わり

私は平成17年まで検察官、検事をしておりまし

て17年に辞めたんです。辞めて弁護士になたときに、ちょうどボタショックの問題がありまして、これはこの問題に取り組まないかんと思ったところに、大阪で弁護団が結成されて、それからやってまいりました。今まで5年ですね。ちょうど私の弁護士の歴史とアスベスト訴訟の歴史と重なるという、ちょっと変わった経歴があります。

平成17年に弁護士になって、平成18年に泉南アスベスト国家賠償訴訟という裁判を起こしました。同じ年に企業に対する裁判も起こしました。私たちの大阪じん肺アスベスト弁護団というのは全部で10以上の企業に対する裁判をおこなっております。

国に対する裁判は2つ。この前判決が出たとその後で起こした裁判です。今年5月19日に国に対する判決が出まして、企業に対する判決もいくつか出ております。すべて勝訴ですが、私が5年間取り組んできた企業に対判決も今年の3月勝訴しまして、高裁でつい数日前10月4日に解決しました。

### 九州が私の教師

このようにかなりアスベストの事件をやっておるわけですが、実は泉南のアスベストの裁判というのは、九州での戦いの成果を受け継いでおります。ということかと言いますと、一連の水俣病の裁判や筑豊じん肺の裁判など九州でおこなわれた裁判の成果を私たちは学習させていただいて、裁判を始めました。今でも学んでいます。

泉南のアスベストの裁判を始めるときには、水俣病の準備書面で参考になるところがあるということなので、板井先生にいきなり電話をして水俣病の準備書面を送っていただいたりもしました。

そのように九州でおこなわれた裁判を学んで裁判続けてきたもんですから、九州まで来て講義をするというのはちょっとおこがましい気持ちもします。

泉南の判決は、九州の筑豊じん肺訴訟の福岡高裁判決や水俣病の一連の判決。特に関西水俣病訴訟の最高裁判決などの流れを受け継いでおりますし、判決の理論構成も共通しているところがあります。このように九州の事件と結びつきがあると申しますか、九州の方はどのように考えておられるかわかりませんが、私たちは多くのことを学ばせ

ていただきました。

### 国を訴えるということ

企業に対する裁判とどこが違うのかということをお話したいと思えます。アスベストの関係で企業に対する裁判は、全国で私が把握しているだけでも40件以上あります。実は私はそういう活動もしております、企業に対する訴訟の集計整理のようなこともしています。これまでのところ、ことごとく勝訴しています。

国に対する裁判というのは、それと若干違っていて非常に難しい面があります。なぜかといいますが、公害や労働災害では、有害物質を扱っていた企業に第1次的な責任がある。普通の考え方だと思いますが、国が直接有害物質を排出したわけでもないので、国に責任が生ずるには特別な事情が必要である。ここが非常に重くて、なかなかここを突破することが出来ません。泉南アスベストの裁判のように、国のかかわりが非常に大きい。水俣病もそうですね、非常に大きい事件でもなかなか国の責任を裁判所は認めてくれない。裁判やって行政というのは過ちを決して認めないし、裁判所は行政よりの判断をします。

民間だったら勝つて当然ぐらいの立証してもなかなか勝てないというところがあります。それから、国は時間も費用もいくらかかっても大丈夫。いくらでも訴訟を続けることが出来るということなので、非常に国相手に勝つのはしんどいような側面があります。アスベストの場合もそうして、国に対する裁判というのは、実は泉南の裁判が最初ではなくて、昭和40年代頃に長野じん肺訴訟で、国相手に裁判やっていますが、そちらは負けました。国と企業に裁判やって、企業には勝ったんですけど、国には負けております。それから国に国に対する裁判というのはしばらく無くて、このたび私たちが平成18年に、2回目で行ったと言う事ですね。

### なぜ原告が少ないのか

その裁判の特徴は、ダイレクトに企業に対する監督責任とか、企業特有の両方の責任ということではなくて、国だけの責任を追及したというところが、前の長野の裁判と違います。第2にこの裁判の訴訟

の概要について簡単にお話します。1 陣訴訟がこの前判決出ましたが、全部で7回に分けて提訴しまして、原告が30名おります。その後2陣訴訟。まだ続々と提訴しておりますけど、今のところ原告が28名です。

ほかの大きな裁判、公害とか労働災害の裁判と比べると、原告の数は少ないと私自分でも思っています。一つの理由として、死んでしまって絶滅したと。クボタショックの時は、何の病気が分からないまま人がたくさん亡くなっていきました。亡くなってから調べたらどうも石綿肺らしい。肺疾患の人がすごく多いんですね。肺で亡くなったとか心不全で亡くなったとか言われているんですけど、クボタショックの頃までは、石綿が原因だと言う発想が無かったので、たくさんの方が原因不明のまま亡くなっていました。今生き残っている方と亡くなったけれども原因が後からカルテが残っていたとかですね、そういうことで調べたら石綿が原因だと分かった方が原告（遺族が）になっていると。そういうことで原告の数が少ないということです。実際はものすごい被害があります。

#### なぜ泉南なのか

泉南地方というのは、大阪の一番南の部分で、はっきり言って田舎なんです。裁判なんておよそかわったことがないと。そういう人が多い。なぜ泉南の田舎の方が裁判起こしたのか。国が泉南で石綿産業を発展させた。国がユーザーであった。戦前は軍艦ですね。特に石綿紡織で石綿製品の元。泉南地方は日本の紡織業のシェアの7割～10割近く。石綿紡織が集中していた。20世紀の初めから石綿の被害というのが、問題になりましたが、最初はこの国でも石綿紡織業でした。

日本ではそれが泉南だったんです。石綿の健康被害というのは、大阪府とクボタのある兵庫県が突出しております。泉南では超零細企業、従業員10名以下という工場がほとんどで労働者と事業主の間を行ったり来たりという事情がありまして、事業主と労働者の区別がありません。石綿工場は倒産してほとんど無いんですね。唯一例外的に泉南地方の隣に今でも操業している石綿工場が一つあるんですが、

そこと裁判やってこの前勝ったんですけど。三菱マテリアル建材とは、集団で交渉して和解しております。損害賠償請求を求める相手が、事実上国しかない。それが非常に大きな要因です。最後にそれも非常に大きな問題として、石綿に関する情報は国に集中していた。被害の最大の原因は、国が危ないということを知らせてくれなかったから。

大阪労働局から開示された内部資料なんかを見ますと、労働基準監督官が言っているんですね、昭和60年とか50年とか、平成になってからも言っているんですけど。労働者の人も事業主も石綿が危ないということ知らんから、いくら指導してもなかなか有効ではない。自分たちが直接癌になるんですよ。癌にならないためにはこういう対策をしないといけないですよと、キチンと国が直接指導すべきだ。と言っているんですね。意図的に国が隠した。

...以下省略

////////////////////

八木弁護士に、裁判で国を相手に勝つことの難しさ、どれだけ緻密に準備して戦ってきたかを熱く語っていただきました。その後、原告の佐藤さんに被害の実態やこれまでの運動の経験等を涙ながらに説明していただいて、場内は静まり返り、聞き入りました。この報告の後、「全国キャラバン統一要求解説(弁護士)」やアスベストに関する活動の現状について、北九州からの報告がおこなわれ、集会アピールを発表して、集会は大成功の内に、閉会しました。////////////////////閉会挨拶(福建労北九州支部)

マスコミが大きく騒いだクボタショックから5年が経過し、アスベスト問題を風化させないため、またこの運動を大きく広げるための集会として北九州で開催することが出来ました。北九州の地でも本日報告いただいた、労働組合や団体を中心として運動を展開しています。

大阪泉南の闘いの報告は、今後の取り組みに大きな学習となりました。アスベスト問題を国は知っていた、できた、でもやらなかった。この闘いの正義は私たち労働者・国民にあります。今後さらに運動を広げ、発展させていこうではありませんか。

# 集会アピール

本日、私たちは戸畑に於いて、「なくせじん肺・アスベスト北九州集会」を開催しました。

2005年の6月、尼崎のクボタ旧神崎工場の従業員79名がアスベストばく露による肺がん、中皮腫で亡くなっていたことや、被害が家族や工場周辺の地域の人にも及んでいることが報道され、アスベスト問題に対する不安と怒りが日本中に広がりました。

アスベストは建築物をはじめとして様々な用途に使用されてきました。今後30年の間に10万人以上の被害者が出ると予想されています。

今日、アスベストが危険と知りながら使用禁止にしなかった政府や大企業の責任が厳しく問われていますが、政府や大企業はいまだに責任を認めず、不誠実な対応に終始しています。

2006年3月にアスベスト救済法が施行されましたが、アスベストが原因で亡くなりながら、労災認定もアスベスト救済法による救済も受けていない人が多く、施行時に掲げられた「すき間のない救済」はかけ声倒れのままです。

私たちは今日まで、学習会や電話相談、行政に対する要請や企業に対する申し入れ、被害者への情報提供や健康管理手帳取得の促進などアスベスト被害者対策運動を行ってきました。

今年5月、大阪泉南地域の石綿紡織工場の元従業員や地域住民が、国に対する賠償請求を求めて闘った裁判で、大阪地裁は「健康被害を受けたのは、国が危険性を知りながら規制を怠ったため」として国に賠償を命ずる画期的な判決を出しました。他にも、全国各地で企業の安全配慮義務違反を問う訴訟が提起され、勝利判決や勝利的和解が次々に勝ち取られています。

私たちは、給付水準や指定疾病の範囲、認定基準などを公害健康被害補償法や労災並みに引き上げ、改善することなど、2011年のアスベスト救済法見直しに全力を挙げます。

じん肺は依然として最大の職業病です。毎年新たに1000名前後の労働者が労災に認定されています。筑豊じん肺訴訟で、2004年に最高裁が国の上告を棄却する判断を下し、国の責任を明確に認める勝利判決を勝ち取りました。それ以来、全国で国をやらせや加害企業に責任を認めさせて早期和解解決を実現してきました。その中で、ひとり争いを続けるのが日鉄鉱業であり、日鉄鉱業の非常識さは、誰の目にも明らかになっています。

2007年には、国との間で「トンネルじん肺防止対策に関する合意書」が締結され、粉塵測定を義務化するなど、トンネルじん肺対策は大きく前進しています。この過程で500名を超える国会議員の署名を集めるなど、私たちは、悲願である「あやまれ、つぐなえ、なくせ、じん肺」を達成するために粘り強い運動を行ってきました。

ILO・WHOが提唱する「2015年までに地球上からじん肺を根絶せよ」という目標まで5年しかありません。私たちは、トンネルじん肺基金の創設やアスベスト被害者救済基金の創設など、裁判によらない解決の仕組みを作るために全力を挙げます。

私たちの活動は、これまで以上に重要なものになっています。じん肺・アスベストによる健康被害者を救済し、働くもののいのちと健康を守るため、「あやまれ、つぐなえ、なくせ、じん肺・アスベスト」の運動を、広範な市民と連帯し前進させることを誓います。

2010年10月8日      なくせじん肺・アスベスト北九州集会